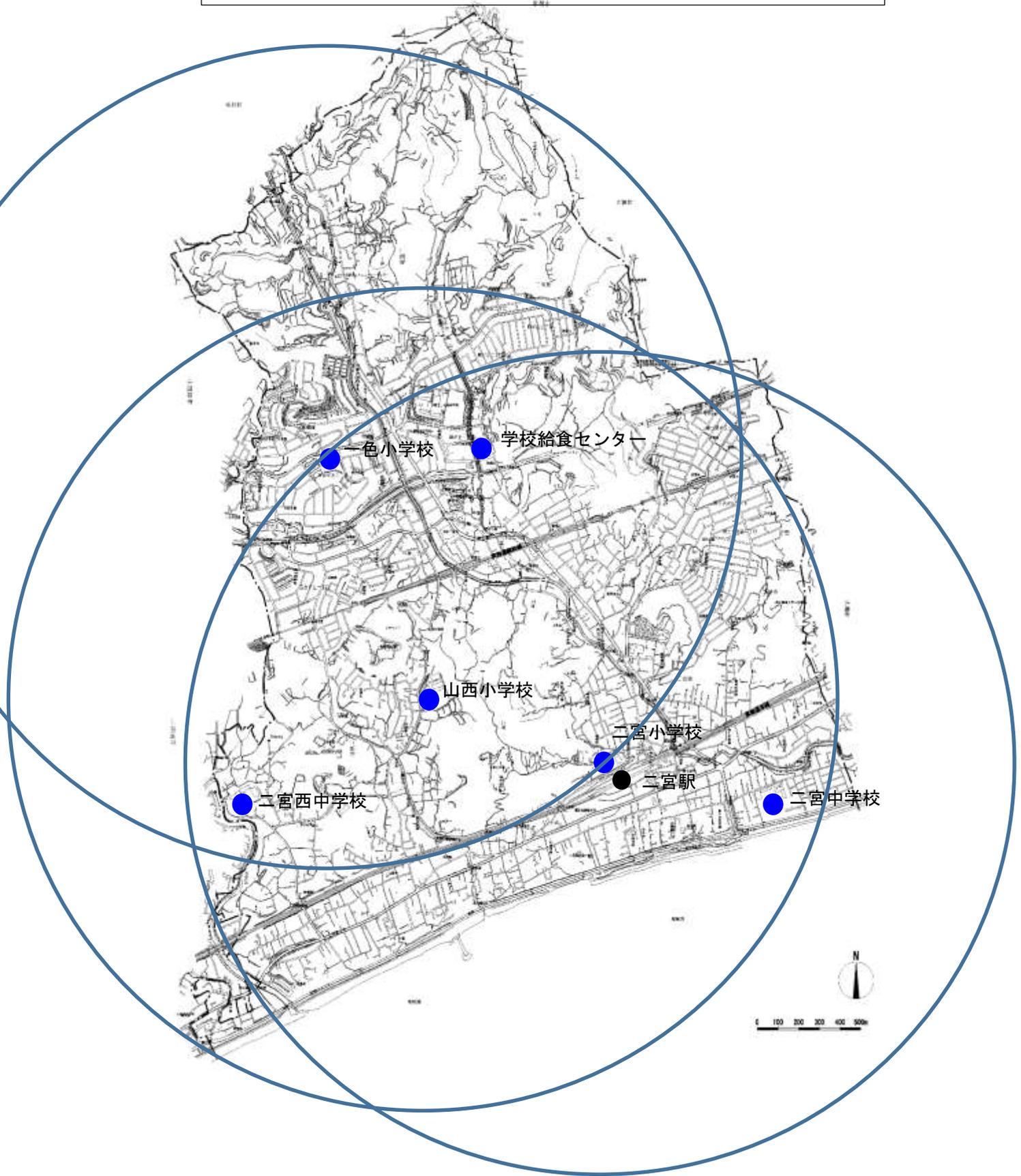


通学距離による考察

資料 3 - ①

- ① 国では、公立小・中学校の通学範囲について、小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。
- ② 実際には直線距離ではなく、通学路毎に検証する必要があるが、ここでは、上記基準の半分（小学校2 km、中学校3 km）の直線距離について、学校種毎に図示した。
- ③ これによれば、小学校についてはおおむねバランスの取れた配置であるものの、二宮小学校の通学範囲と山西小学校の通学範囲がほぼ重複する（実際には、吾妻山があるためにこの限りではない）ことが見て取れる。
- ④ 一方で、中学校については町の東と西に偏在していること、北側をカバーできていないこと、また通学範囲だけで考えた場合には、町内1校を適正位置に配置することで①の条件を満たすことが見て取れる。

小学校の位置と通学可能とされる範囲（4km）の半分（半径2km）



中学校の位置と通学可能とされる範囲（6 km）の半分（半径 3 km）

